

コンプライアンス遵守の経営について

横浜ゴム（株）（社長：南雲忠信）は、欧州委員会から、マリンホース販売をめぐるカルテルに関して、「カルテル事案における制裁金の免除又は軽減に関する告示」の適用を受けた結果、制裁金を免除された旨、公表されました。

横浜ゴムは、かねてより独占禁止法の遵守に取り組み、談合やカルテルに関わる事のないよう、社内にコンプライアンス推進室を設けるなど、その排除に努めてまいりました。しかしながら2006年秋、本件に関する社内調査の過程におきまして、当該商品の販売に関するカルテルへの関与が明らかとなりましたので、欧州委員会に、上記告示に基づく制裁金免除申請を行いました。

お客様はじめ株主の皆様、その他関係各位には多大なるご心配とご迷惑をおかけしました事を心からお詫び申し上げます。横浜ゴムでは、引き続き談合やカルテルへの関与等の独占禁止法違反となる行為の排除はもとより、コンプライアンス遵守の経営の徹底に全社一丸となって取り組んで参りますので、皆様の温かいご理解とご支援を賜ります様、合わせてお願い申し上げます。

このリリースに関するお問い合わせ先

横浜ゴム（株）広報部 担当：石塚
TEL:03-5400-4532 FAX:03-5400-4570

横浜ゴム株式会社 広報部広報・IRグループ
〒105-8685 東京都港区新橋5-36-11 TEL:(03) 5400-4531 FAX:(03) 5400-4570